

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

【概要1】

要介護認定申請中、もしくは近々区分変更申請を出す予定がある等で認定結果が出る前に暫定で貸与を行う場合は、結果が出てから通常の提出書類に加えて、暫定利用分のケアプラン第1表・第2表及びサービス担当者会議の要点第4表も提出してください。

<内容>

軽度者で、市への確認書類の提出が必要な判断基準②、③に該当する場合(別添資料①P1～P3 参照)は、

判断基準②に該当する場合：

1. ケアプラン第1表、第2表
2. サービス担当者会議の要点第4表

判断基準③に該当する場合：

1. 確認依頼申請書
2. 医学的所見の確認書類(写し)
3. ケアプラン第1表、第2表
4. サービス担当者会議の要点第4表

上記の種類を市に提出することとなっていますが、要介護認定申請中、もしくは近々区分変更申請を出す予定がある等で、認定結果が出る前に暫定で貸与を行う場合は、認定結果が出た後すみやかに必要書類を提出し、市への手続きを行ってください。

その際、上記の提出書類に加えて、暫定利用分のケアプラン第1表、第2表及びサービス担当者会議の要点第4表等も併せて提出してください。

【概要2】

令和7年12月から、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が那須塩原市オンライン申請システム「どこでも窓口」によるオンライン受付を開始しました。今後は、どこでも窓口からの申請をお願いします。

<内容>

今まで窓口で受け付けていましたが、インターネット上で24時間365日申請が可能になりました。

今後は、判断基準③の確認通知書や不備等での再提出が必要、確認の問い合わせに関して、インターネット上での交付・対応となります。

1. 申請の流れ

◎利用者登録（初回のみ）

- 1 申請書類の作成
- 2 スキャナーやカメラアプリ等を使って申請書類を PDF へ
- 3 「どこでも窓口」サイトから申請情報を入力
- 4 添付書類をアップロード（③のデータ） ⇒申請完了

2. どこでも窓口インターネットサイト

- 1 パソコン「那須塩原市どこでも窓口」で検索
 - 2 スマートフォン
- からの申請が可能です。



トップページ



利用者登録方法